

# 輸出関連規制に関する非該当製品リスト

## 【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2  
米国輸出管理法 再輸出規制(EAR)

### 令和6年2月1日施行の政省令等対応

本リストは導電性高分子アルミ電解コンデンサ(弊社製品)について令和6年2月1日施行の「輸出貿易管理令」別表第1第1項から第15項、別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは「対象外」の弊社製品です。輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。

なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださいようお願いいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第1の第16項で規制される製品です。キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要です。

#### ■該非判定の通知書

本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、貴社担当の営業にお問い合わせください。確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社  
デバイスソリューション事業部  
輸出管理担当部門

判定日:2024年2月1日

製品区分			輸出関連規制の判定							
形状	製品品目の名称	弊社品番	輸出貿易管理令別表第1				輸出貿易管理令別表第2		EAR規制リスト	
			第1項から第15項		第16項		該非判定	判定項番	ECCN	判定理由
			該非判定	判定項番	該非判定	判定理由				
	導電性高分子 アルミ電解 コンデンサ  CONDUCTIVE POLYMER ALUMINUM ELECTROLYTIC CAPACITOR	EEFCXxxxxxxx	非該当	2項(41) パルス用 コンデン サ	該当	関稅定率 法別表第 85類  HSコード 8532.22	対象外	対象項番 なし	対象外	米国原産部 品及び米国 規制技術を 使用して製 造した製品 ではありません
EEFSXxxxxxxx		非該当								
EEFLXxxxxxxx		非該当								
EEFGXxxxxxxx		非該当								
EEFSTxxxxxxx		非該当								
EEFCSxxxxxxx		非該当								
EEFCTxxxxxxx		非該当								
EEFSSxxxxxxx		非該当								
EEFLSxxxxxxx		非該当								
EEFLTxxxxxxx		非該当								
EEFSRxxxxxxx		非該当								
EEFLRxxxxxxx		非該当								
EEFHXxxxxxxx		非該当								
EEFJXxxxxxxx		非該当								
EEFKXxxxxxxx		非該当								
EEFTXxxxxxxx		非該当								
EEFJZxxxxxxx		非該当								
EEFKZxxxxxxx		非該当								
EEFTZxxxxxxx		非該当								
EGGCYxxxxxxx		非該当								
EGGSYxxxxxxx	非該当									
EEFGYxxxxxxx	非該当									

(x)には1つ以上の英数字が入る)

